

むつ市農業委員会第746回総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月12日（月）午前10時50分から午前11時10分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室A
3. 出席委員（27名）

議席	役職名	氏名
1	農業委員	北川岩男
2	〃	青木明
3	〃	杉山重一
4	〃	菊池秀藏
5	〃	坂本正一
6	〃	畑中光政
7	〃	蛭名修一
8	〃	柏谷均
9	会長	立花順一
10	農業委員	鴨田輝雄
11	〃	菅原靖博
12	〃	工藤輝雄
13	〃	村口鉄雄
14	〃	野里岩雄
15	〃	嶋影秀子
16	〃	向川則勝
17	〃	林忠久
18	〃	小林義顯
20	〃	福永忠雄
22	〃	村口利光
23	〃	杉山武美
24	〃	本山日満夫
25	〃	柴田峯生
26	〃	中嶋寿樹
28	〃	板井弘己
29	〃	立花幸雄
30	〃	水戸隆璽

4. 欠席委員（1名）

議席	役職名	氏名
19	農業委員	柳澤都市秋

5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置 規程の制定について
報告事項	農地の転用事実に関する照会について その他

6. 会議に従事した職氏名

局長	寺島誠
次長	金浜達也
主査	石橋雅美
主事	種市大輝
臨時職員	晴山亜梨沙

7. 会議録署名委員

2番 青木 明

3番 杉山 重一

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主査 石橋 雅美

9. 会 議 の 概 要

議長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第746回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、28名中27名で定足数に達しております。</p> <p>本日、19番柳澤委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、2番青木委員、3番杉山重一委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>受付第1号、申請地は大字田名部字土手内74番537、面積7,061㎡であります。</p> <p>申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであります。譲受後はそば・大豆の栽培地として利用するものであります。</p> <p>調査につきましては、5月26日 北川委員、工藤委員、嶋影委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
嶋影委員	<p>議案第1号、受付第1号につきましては、現状はススキなど生えておりますが、柳の木などは生えていないため、多少の手間はかかると思いますが農地になると思っておりますので、特に問題となることはありません。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、受付第1号について質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>

議長	質疑がありませんので、受付第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、受付第2号について審議いたします。 事務局より説明願います。
事務局	受付第2号、申請地は大字関根字北関根127番1、面積合計4,300㎡であります。 申請地は、譲渡人世帯が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査につきましては、5月25日 蛭名委員、杉山武美委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
蛭名委員	議案第1号、受付第2号に関しまして、事務局の説明どおり特に問題になることはありません。譲渡人世帯が耕作していたものを引き継ぐので問題ないと思います。
議長	説明が終わりましたので、受付第2号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、受付第2号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第2号、むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の制定について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第2号、むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の制定について、ご説明いたします。 これは、法律の改正により、新たに設置される農地利用最適化推進委員の推薦・募集の手続きは任期満了前の農業委員会が行い、推進委員の委嘱は新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が行うこととなるため、推進委員の候補者を選考するための規程を制定するため、総会の議決を求めます。 それでは、設置規程(案)をご覧ください。 第1条は農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の設置規定であります。第2条は所掌事務として選考委員会の役割を規定しております。第3条は選考委員会の組織として、選考委員は8人以内と規定し、第4条に選考委員の構成として(1)農業委員会会長、(2)農業委員会会長職務代理人、(3)農業委員会事務局長、(4)農業委員会事務局次長、(5)前各号に掲げる者のほか、会長が必要があると認める者、としております。第5条では委員長、副委員長として、委員長には農業委員会会長を、副委員長には会長職務代理人を充てると規定し、委員長は会務を総理し、選考

委員会を代表する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理すると規定してあります。第6条では、選考委員会の運営方法を規定しております。会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、農業委員会会長が招集することとし、その後の会議は委員長が召集することとしております。会議では、委員長が議長となり、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないこととし、過半数の委員の出席をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると規定しております。第7条は、守秘義務を、第8条はその他必要な事項を規定してあります。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、農地の転用事実に関する照会について5件、報告事項があります。事務局より説明願います。

事務局

それでは、報告第1号から5号、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

報告第1号、申請地 大畑町谷地道464番 他1筆、地目は田、面積合計8,242㎡、調査につきましては、5月10日、畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

報告第2号、申請地 大畑町添木31番1、地目は田、面積3,251㎡、調査につきましては、5月10日、畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局で調査した結果、相当年数以前から耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地 大畑町添木32番1、地目は田、面積872㎡、調査につきましては、5月10日、畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第4号、申請地 大畑町添木33番、地目は田、面積2,951㎡、調査につきましては、5月10日、畑中委員、柏谷委員、本山委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第5号、申請地 大字田名部字下平199番、地目は畑、面積3,114㎡、調査につきましては、5月26日、北川委員、工藤委員、嶋影委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

これもちまして、むつ市農業委員会第746回総会を閉会します。
お疲れ様でした。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

青 木 明

会議録署名委員

杉 山 重 一